

これから神奈川県内に障害福祉サービス事業所等を開設される方

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の計画書の提出について

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施しております。

本交付金について、令和4年5月以降に神奈川県内（政令指定都市及び中核市を含む）で新たに指定を受けた事業所は指定を受けた段階で要件を満たしていれば交付金の算定が可能です。（令和4年2月2日付け厚生労働省Q&A問20参照）

交付金を希望する事業所は指定予定月の前月15日までに計画書の提出をお願いします。

1 申請方法

(1) 既に法人で計画書を提出しており、新たに事業所を追加する場合。

提出済みの計画書を変更する必要があります。以下専用ウェブページの問合せフォームより変更についてご連絡願います。

(2) 法人として新規で計画書を提出する場合

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書提出を提出する必要があります。以下専用ウェブページの問合せフォームより新規に計画書を提出する旨ご連絡願います。

問合せフォーム：<https://koufukin.kanafuku.jp/form/>

2 その他

本交付金の概要や計画書の記載方法については以下をご参照ください

「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内

<https://koufukin.kanafuku.jp/>

本交付金の内容について必ず以下の資料も確認してください。

- ・令和4年度福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱
- ・「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」のご案内リーフレット
- ・福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A

掲載場所：障害福祉情報サービスかながわ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=247&topid=15

問合せ先

<提出方法に関すること>

公益財団法人かながわ福祉サービス振興会

電話：045-681-8434

（受付時間 平日 10：00 ～16：00）